

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	佐野 和子
論文題目	日本のスキル形成システムと女性の職業キャリアに関する研究 —職業資格とその効用に関する計量社会学的分析—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>ジェンダー平等の実現は、グローバルに共有された政策目標である。しかし労働市場や家庭における女性の役割変化に関して、先進諸国の中でも国家間の差異が大きい。とりわけ日本の場合、他国に比べ女性の職業的地位の向上が遅れている点はよく知られている。本論文は、スキル形成レジームと呼ばれる職業的スキルの形成を支える制度的枠組みを理論的に考察することによって、日本の特徴を国際比較の文脈に位置づけ、社会調査データを用いた実証分析によって日本の女性のスキル形成と初期キャリアの関連、ならびに職業スキルが継続的なキャリア形成に及ぼす影響を明らかにした研究である。とりわけ職業資格に注目し、女性の職業技能の獲得やキャリアに大きな影響を及ぼす日本特有のスキル形成システムの特徴を理論的、実証的に描き出している。</p> <p>本論文は、序章、第1章から第4章、そして終章の全6章で構成されている。序章は、まずOECD諸国において、女性の就労と家族形成が調和する国と調和しない国の差異が近年明確になってきた点を指摘する。そしてその差異を説明するために、政治経済学や社会学の分野で21世紀になって著しく発展してきた3つの有力な国際比較理論、すなわち福祉レジーム論、資本主義の多様性論、ならびにスキル形成レジーム論を検討することの意義が論じられている。</p> <p>第1章は、福祉レジーム論、資本主義の多様性論、ならびにスキル形成レジーム論の代表的な研究を女性の就業パターンの国別差異に注目してレビューし、各国には、特定のタイプの職業的スキルを支える諸制度の組み合わせ、すなわち制度的補完性があり、この制度的補完性の特徴によって女性のスキル形成とキャリアパターンの差異が生じている点を理論的に指摘している。そして、男性稼ぎ手中心の家族主義的福祉レジームと企業特殊的スキル形成レジームが日本特有のスキル形成システムを形作り、女性のスキル形成や職業キャリアに大きな影響を及ぼしている点を導いている。</p> <p>第2章は、スキル形成理論の分析枠組みに依拠し、OECD教育統計の比較分析から日本の教育システムの特徴を浮き彫りにしている。後期中等教育における職業教育の比重と教育費の私費負担から見ると、日本の教育システムは自由主義に分類され、大学進学アスピレーションと大学進学達成との乖離が低い点で、機会の平等性と選抜性のバランスが良好なシステムになる。しかし中等教育後の非大学セクターへの進学が女性中心であり、大卒男女の就業率の差も最も大きい点も明白で、教育システムにも家族主義的な福祉レジームと企業特殊的なスキル形成レジームの特徴が反映していると説明されている。</p> <p>第3章は、JGSS-2009 ライフコース調査を用いて、女性の教育歴と職業資格取得に関する分析によって、女性は企業によるスキル形成を避け、〈持ち運び可能性〉を重視したスキルを形成する点を検証している。多項ロジスティック回帰分析を用</p>			

いた分析結果としては、次の3点が重要である。女性は資格化された技能を、教育を通して獲得する傾向が男性よりも強い。女性が獲得する職業スキルは、男性との競合の少ない対人サービス領域の専門職と事務職向けの技能に偏っている。そして、大卒女性も保健・福祉領域の持ち運び重視のスキルに投資する傾向が強くなっている。女性の教育機会が拡大する一方で、企業特殊的スキル形成レジームの外側でスキル形成する女性が増大している点が特に重要な知見である。

第4章は、JGSS-2009 ライフコース調査と2013年に実施されたパネル調査を用いて、資格の〈持ち運び可能性〉が継続的な職業キャリアにどのように活用されているかを分析している。職業移動に関する分析では、資格専門職に就く女性は資格スキルの〈持ち運び可能性〉を活かして職場を移動する傾向があり、無職後に職場に復帰するために資格が活用される傾向がある点が明らかになっている。しかしパネルデータ分析では、資格専門職の賃金上昇効果は検証できず、資格スキルへの投資に対する収益は限定的である点が明らかになっている。

終章では、日本では女性の教育や就業の機会が拡大しているが、家族主義的レジームと企業特殊的スキル形成レジームの制約が大きく、企業特殊的スキル形成レジームの外側で職業資格を生かして働く女性が増加しているため、職業キャリアのジェンダー差が依然として大きい社会となっていると結論づけられている。また今後の日本において、ジェンダー平等を促進するためには、女性のスキル形成を高め、旧来の家族主義的レジームと企業特殊的レジームの制度的制約を転換することが必要である点も指摘されている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、政治経済学、社会学の分野で現在有力な3つの国際比較理論、すなわち福祉レジーム論、資本主義の多様性論、ならびにスキル形成レジーム論に基づき、日本人女性の職業的スキル形成の背後にある制度的枠組みを理論的に検討し、社会調査データを用いた実証分析によって日本の女性のスキル形成と初期キャリアの関連、ならびに職業スキルが継続的なキャリア形成に及ぼす影響を明らかにした研究である。

ジェンダー平等の実現を目指した女性のエンパワーメント促進は、グローバルに共有された政策目標である。しかし労働市場や家庭における女性の役割変化に関して、先進諸国の中でも国別の差異は大きく、とりわけ日本の場合、他国に比べて女性の職業的地位の向上が遅れている点はよく知られている。本論文は、女性のエンパワーメント促進のために不可欠な職業的スキル形成に関して、社会調査によって収集された調査対象者の職業資格に焦点を当てた分析を行い、女性の職業技能の獲得やキャリア形成に影響を及ぼす日本特有のスキル形成システムの特徴を理論的、実証的に描き出している。

具体的な研究成果としては、次の3点が高く評価される。第1に、福祉レジーム論、資本主義の多様性論、スキル形成レジーム論の代表的な研究について、女性の就業パターンの国別差異に注目して相互の連関を読み解き、男性稼ぎ手中心の家族主義的福祉レジームと企業特殊的スキル形成レジームが日本特有の女性のスキル形成や職業キャリアの背景となっている点を導いている。それぞれの理論については、日本においても概説的な紹介があるが、相互の連関を緻密に検討して、オリジナルな実証研究の理論枠組みを提出している点が高く評価された。

第2に、非大学セクターへの進学と大卒男女の就業率の差を用いた OECD 教育統計の比較分析から、日本の教育システムに家族主義的福祉レジームと企業特殊的スキル形成レジームの特徴が反映している点を明らかにしている。一般的には、日本の教育システムは教育費の私費負担の高さと職業教育の比重の低さから自由主義に分類され、機会の平等性と選抜性のバランスの良好なシステムとみなされるが、ジェンダー差を加えた新たな知見を導いている点が高く評価された。

第3に、JGSS-2009 ライフコース調査を用いた、女性の教育歴と職業資格取得に関する分析によって、女性は企業によるスキル形成を避け、〈持ち運び可能性〉の高いスキルを形成する点を検証している。女性は資格化された技能を、学校教育を通して獲得する傾向が強く、男性と競合の少ない対人サービス領域の専門職に就き、大卒女性も保健・福祉領域の持ち運び重視のスキルに投資する傾向が強くなっているという分析結果は、企業特殊的スキル形成レジームの外側でスキル形成する女性の増加を示す貴重な知見である。また JGSS-2013 パネル調査の分析においても、資格専門職に就く女性が資格スキルの〈持ち運び可能性〉を活かして職場

を移動する傾向が明らかにされている点も重要な知見として評価された。

とくに社会学の専門誌に掲載された、教育歴と資格取得に関する研究論文（本論文第3章の初出論文）は、社会調査データによって集められた多様な女性の職業資格を丹念に分類し貴重な分析結果を導いた研究として、高い評価を得ている。

本論文の課題としては、以下の点が指摘されている。

第1に、国際比較研究の理論的枠組みをさらに精緻化する必要がある。既存研究を丁寧に読み解き、相互の連関からスキル形成レジームの類型を説明した点は重要だが、女性のスキル形成を高め、家族主義的レジームと企業特殊的レジームの制度的制約の転換を促進するためには、変動の視点を取り入れた理論的説明が求められる。

第2に、仮説の検証に限定した視点から調査データの分析結果を説明しているが、豊富で多様な分析結果から新たな研究課題を導く探索的な視点も求められる。女性の資格取得だけでなく、男性についても興味深い分析結果が提示されているにもかかわらず、十分な説明がなされていない点に課題が残った。

第3に、一般公開されている統計資料と調査データの分析であるため、理論研究と実証研究のズレが生じている。理論の検証のために求められるオリジナルな実証研究のデザインについても考察する必要がある。

しかしこうした点は、本論文で見出された女性のスキル形成に関する理論的、実証的研究知見の価値を損なうものではなく、今後の研究によって発展が期待される点である。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和3年2月22日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、（期間未定）当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降